

第5章 ごみ処理広域化実施方針

第1節 広域処理の基本方針

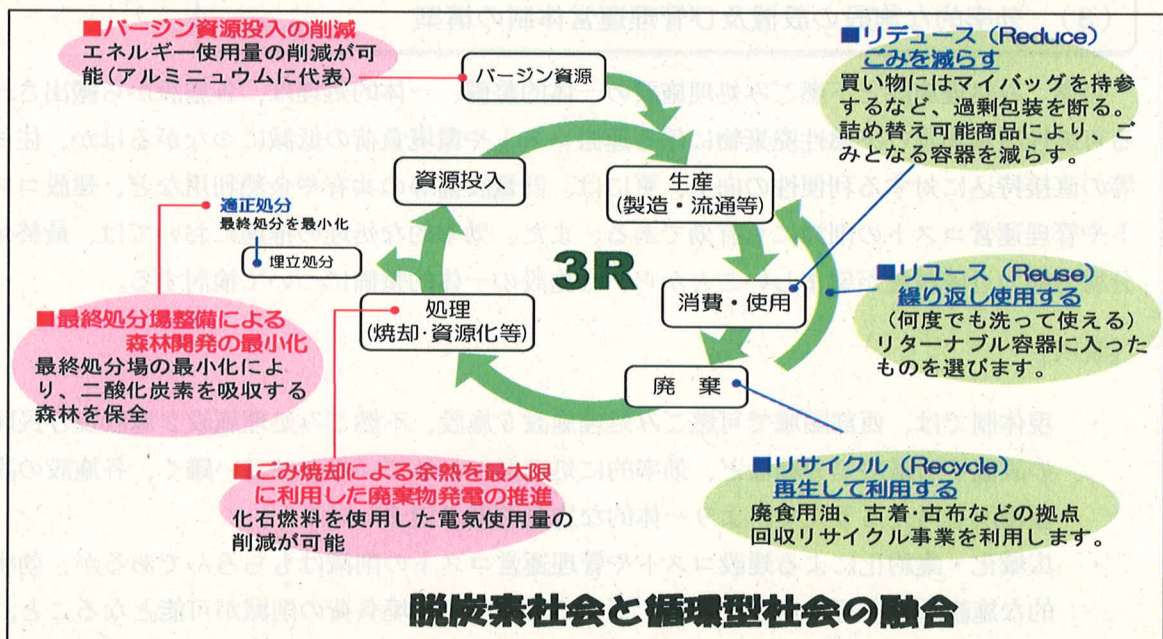
西部圏域における安心安全な一般廃棄物処理を実現するため、ごみの広域処理に係る基本方針を次のとおり定める。

(1) ごみ減量化と循環型社会・脱炭素社会形成の推進

循環型社会形成推進基本計画⁹等に定めるごみ目標排出量の達成に向けて、西部圏域内のごみの減量化を進めるとともに、資源化、余熱利用などのリサイクル、最終処分量を最小化したごみ処理システムを構築し、循環型社会の形成、脱炭素社会づくりを推進する。

[説明]

- ・ ごみ排出目標値、リサイクル率、発電効率など、国の定める目標に基づき、西部圏域での目標達成に向けた取組を推進する必要がある。
- ・ 循環型社会形成推進交付金事業¹⁰の採択には、ごみ減量化施策の取組が必須である。
- ・ 現状を考慮すると、更なるリサイクル、余熱利用、環境負荷の削減等が可能であり、広域処理による循環型社会形成、脱炭素社会づくりの取組を推進する必要がある。
- ・ SDGs¹¹（持続可能な開発目標。2015年9月国連採択）の達成に向け、パリ協定¹²（2015年12月採択）や地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）等に定める目標・取組を踏まえ、温室効果ガス削減に向けた施設の省エネ化や廃棄物エネルギー³の効率的な回収を進める必要がある。



(2) 処理対象ごみの統一による効果的処理の推進

広域処理を推進するうえで、基本となるのが分別区分の統一である。そのため、構成市町村のこれまでの取り組みを尊重しつつ、広域処理の対象品目は、可能な限り統一していくこととし、西部圏域が一体となったごみ減量化施策の推進や最も効率的、効果的な処理体制の構築を目指す。

[説明]

- ・ 広域化による効果的な処理の実現には、分別の統一が重要であること。
- ・ 可能な限り分別を統一することで、西部圏域内での無駄のない、効果的なごみ処理が可能となること。
- ・ ただし、分別統一には、地域住民の協力が不可欠であり、各市町村におけるこれまでの取り組みは尊重すべきである。



(3) 効率的な施設の設置及び管理運営体制の構築

可燃ごみ処理施設と不燃ごみ処理施設の一体的整備、一体的処理は、各施設から搬出される可燃性廃棄物及び不燃性廃棄物に係る運搬コストや環境負荷の低減につながるほか、住民等の直接持込に対する利便性の向上、更には、計量設備等の共有や余熱利用など、建設コストや管理運営コストの削減にも有効である。また、効率的な処理の推進においては、最終処分場も極力近隣設置が望ましいことから、各施設の一体的整備について検討する。

[説明]

- ・ 現体制では、西部圏域で可燃ごみ処理施設5施設、不燃ごみ処理施設2施設及び民間の設置する最終処分場など、効率的に処理が行われているとは言い難く、各施設の設置場所を考えるうえで、より一体的な施設整備が望ましいこと。
- ・ 広域化・集約化による建設コストや管理運営コストの削減はもちろんであるが、効率的な施設整備を行うことにより、更なるコストや環境負荷の削減が可能となること。

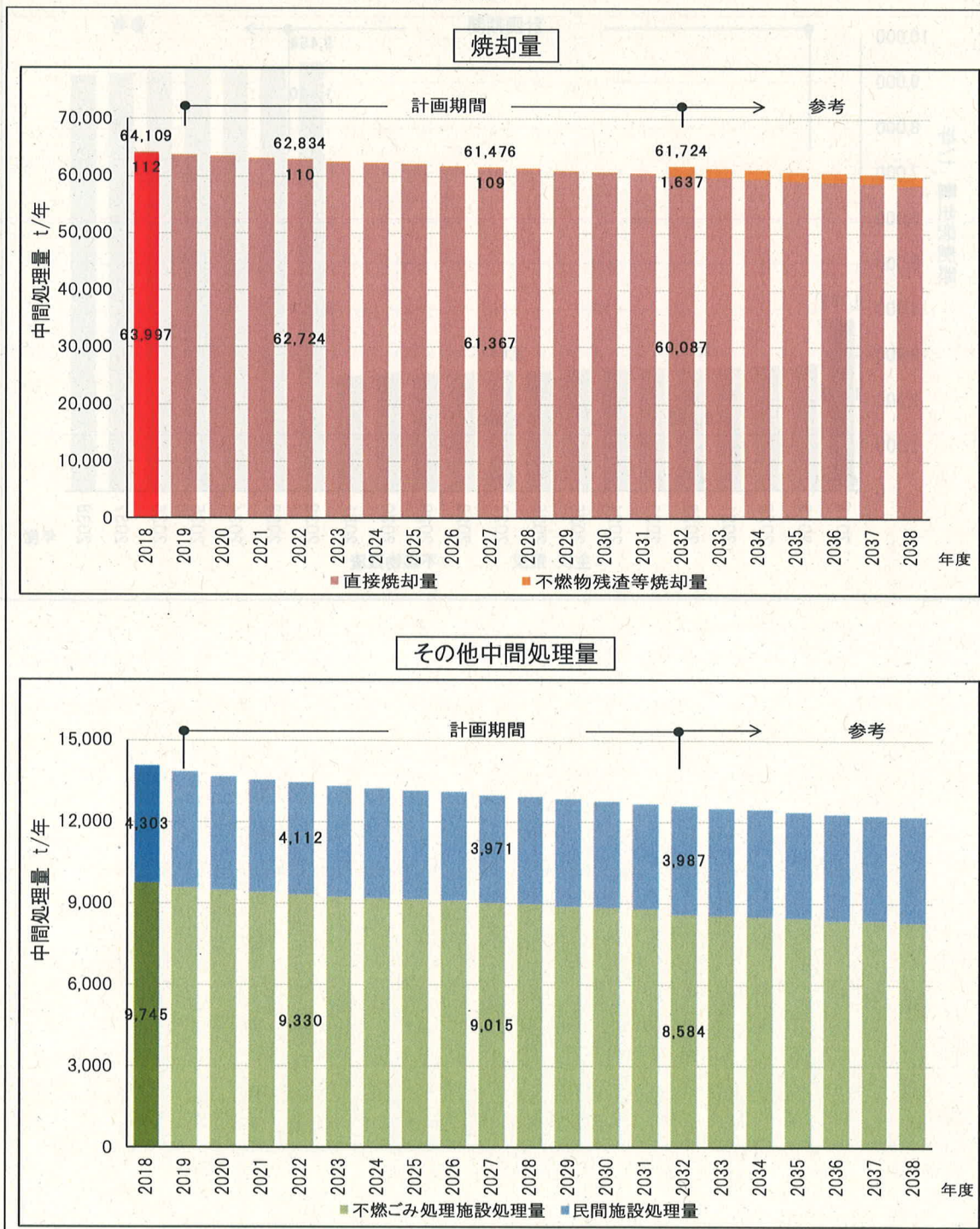
3 処理・処分量

(1) 処理量

焼却量は、計画期間の最終年である令和14(2032)年度において61,724トンと見込む。この量には、不燃ごみ処理施設からの可燃物、不燃物残渣⁵の一部を含む。

その他中間処理量は、同様に、民間施設による量が3,987トン、行政設置の不燃ごみ処理施設による量が8,584トンと見込む。

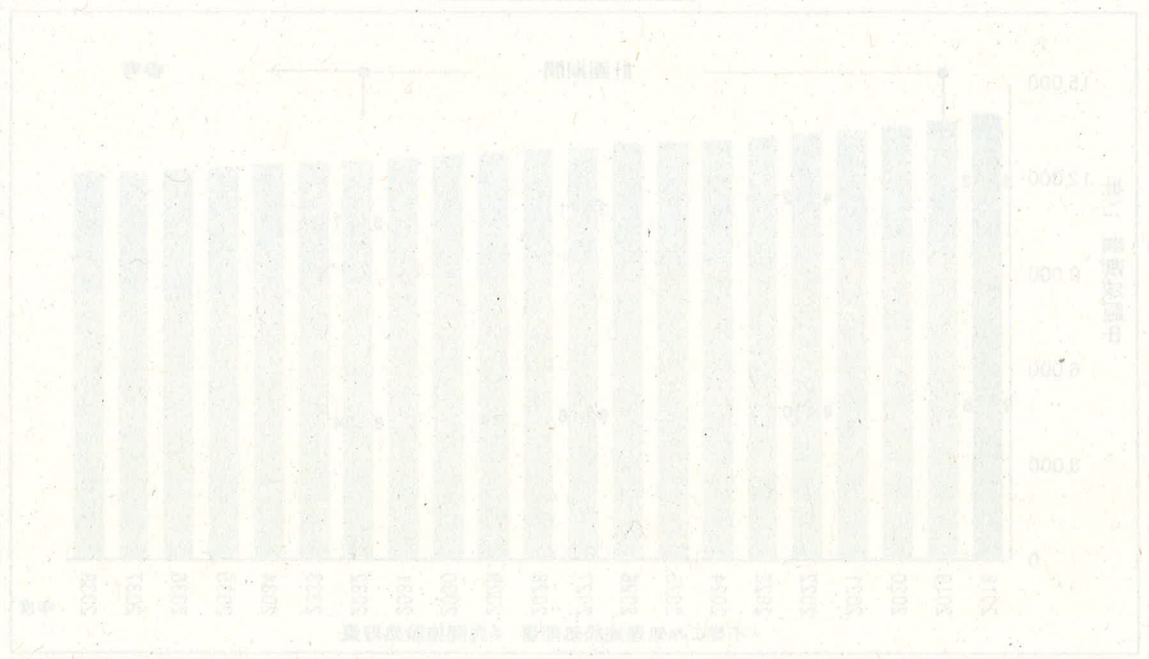
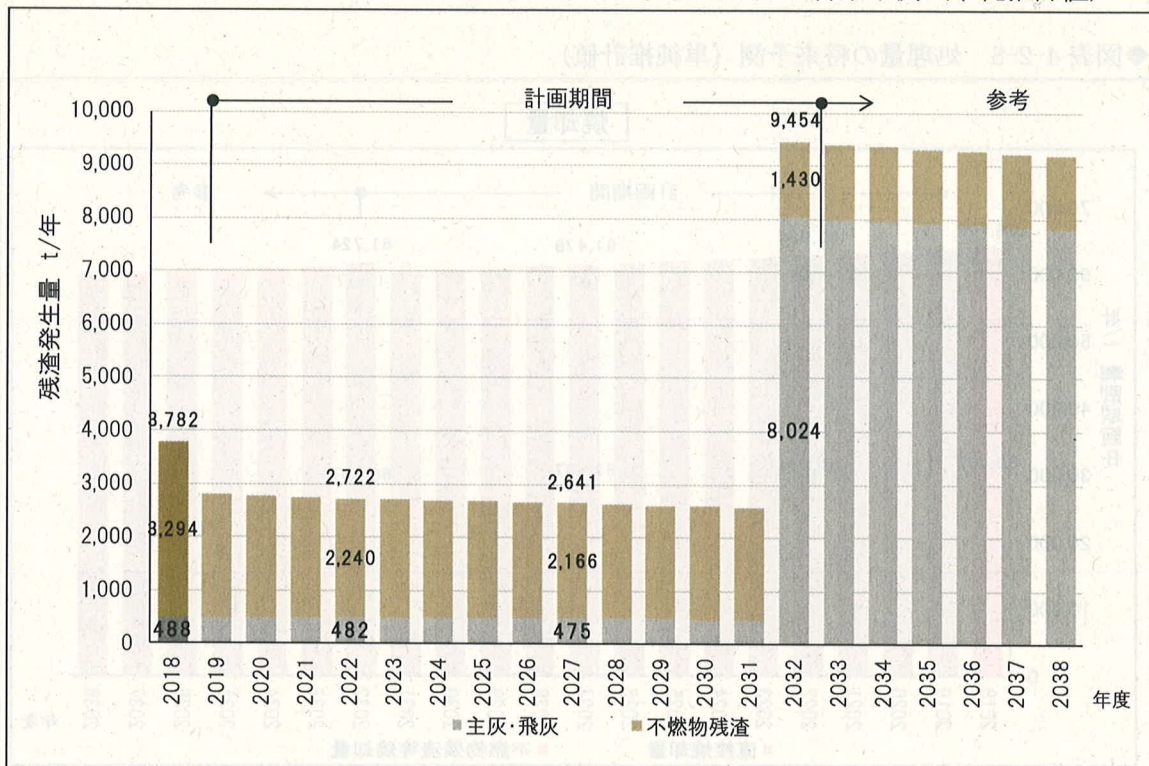
◆図表4-2-5 処理量の将来予測(単純推計値)



(2) 最終処分量 (主灰・飛灰、不燃物残渣発生量)

最終処分については、令和 13(2031)年度までは最終処分場の延命化を図るため、主灰・飛灰⁶及び不燃物残渣⁵の一部を外部委託処理する。令和 14(2032)年度以降については、広域処理施設での対応となるが、処理方法が未定であるため、その発生見込量の全量を図表 4-2-6 に示している。

◆図表 4-2-6 最終処分量 (主灰・飛灰、不燃物残渣発生量) の将来予測 (単純推計値)



第2節 広域処理の実施市町村

1 可燃ごみ処理

西部圏域の全ての市町村は、鳥取県西部広域行政管理組規約（以下「組規約」という。）に基づき、鳥取県西部広域行政管理組合（以下この節において「組合」という。）の設置するごみ焼却施設（可燃ごみ処理施設）において、可燃ごみの処理を行う。

【可燃ごみの広域処理を行う市町村】

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

2 不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみ処理

西部圏域の全ての市町村は、組規約に基づき、組合の設置する不燃物処理施設（不燃ごみ処理施設）において、不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみの処理を行う。

【不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみの広域処理を行う市町村】

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

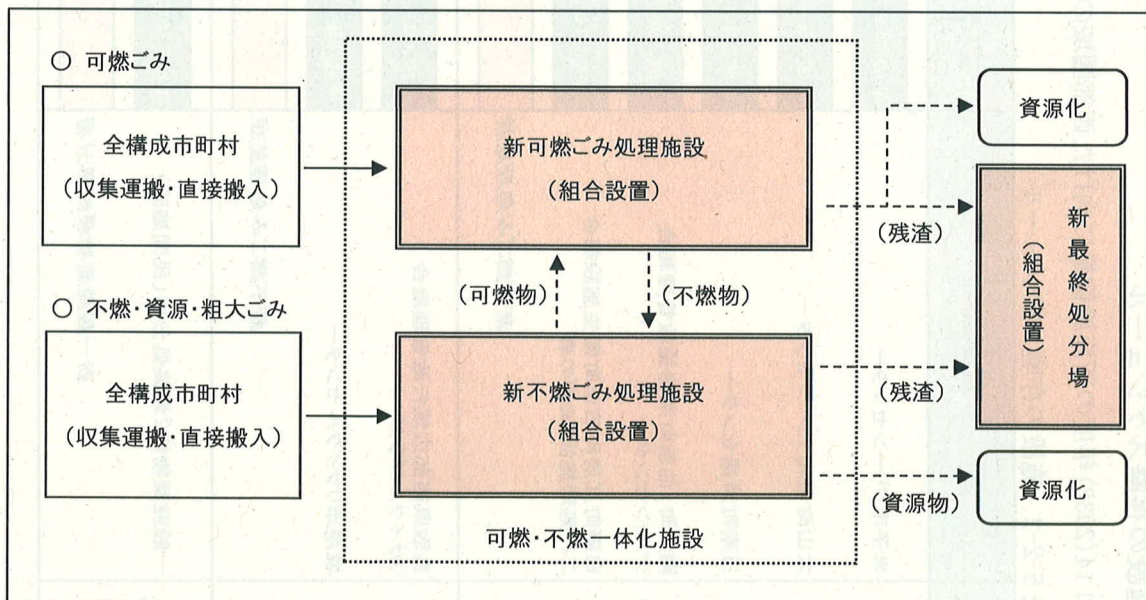
3 最終処分

西部圏域の全ての市町村は、組規約に基づき、組合の設置する不燃物処理施設（最終処分場）において、埋立ごみの処分を行う。

【埋立ごみの最終処分を行う市町村】

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

◆図表5-2-1 令和14(2032)年度以降の処理フロー案



4 施設の存廃スケジュール

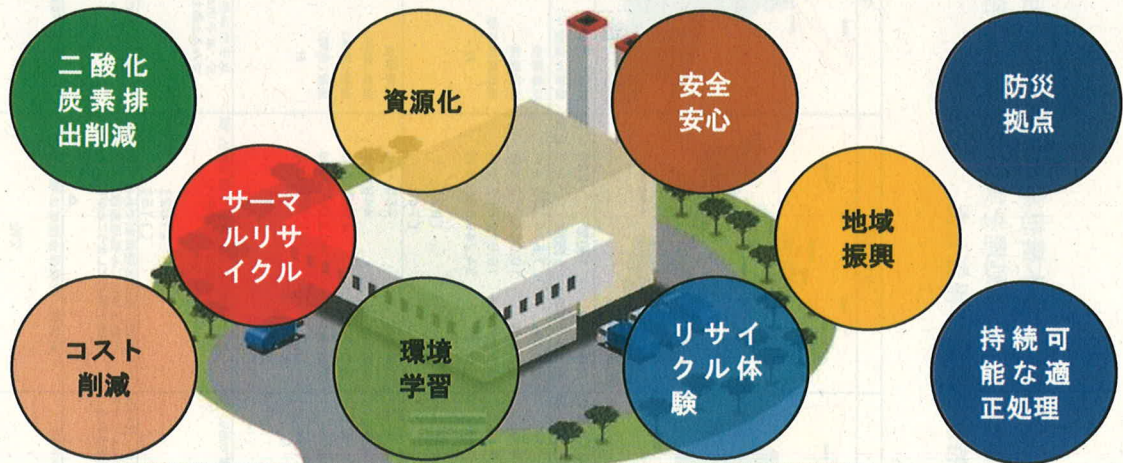
令和14(2032)年度の新施設稼働に向けた西部圏域の各施設の存廃スケジュールを示す。

◆図表5-2-2 施設の存廃スケジュール

区分	施設名称	年 度													
		3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)
可燃ごみ処理施設	米子市クリーンセンター														稼働開始 (稼働期間30年)
	大山町名和クリーンセンター														稼働開始 (稼働期間36年)
	日南町清掃センター														稼働開始 (稼働期間42年)
	南部町・伯耆町清掃施設管理組合 クリーンセンター														稼働開始 (稼働期間37年)
	日野町江府町日南町衛生施設組合 ごみ処理施設くぬぎの森														稼働開始 (稼働期間34年)
不燃ごみ処理施設	新可燃ごみ処理施設														稼働開始
	鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ														稼働開始 (稼働期間35年)
	境港市リサイクルセンター 新不燃ごみ処理施設														稼働開始 (稼働期間37年)
最終処分場	一般廃棄物第2最終処分場(民間施設)														埋立終了 維持管理
	新一般廃棄物最終処分場														埋立開始

(参考1：広域処理方針を踏まえた新たなごみ処理施設のイメージ)

新しいごみ処理施設は、安全・安心で低コスト、効率的な施設整備や管理運営を求めるだけでなく、西部圏域において持続可能な適正処理が確保され、防災拠点としての役割や地域に新たな価値を創出できるような施設を目指す。



(参考2：最新のごみ処理施設の設置例)

近年のごみ処理技術の進歩により、市街地や市街地近郊で整備される施設が増え、また、周辺環境への調和や地域に必要とされる施設の整備例も増加している。

<p>武蔵野クリーンセンター</p>  <p>環境の保全に配慮した安全・安心な施設で景観及び建築デザインに配慮、災害に強い施設。</p>	<p>富士市新環境クリーンセンター</p>  <p>施設の外観を景観(富士山)に調和するよう工夫し、周辺の自然環境との調和を重視したデザイン施設。</p>	<p>豊中市伊丹市クリーンランド</p>  <p>大阪国際空港に近接。森の中の再生工場・3R推進、環境に配慮したデザイン、省エネルギー、高効率発電</p>
<p>東京二十三区清掃一部事務組合中央清掃工場</p>  <p>災害時の自立性、エコな暮らしなど、環境先進都市のモデルを目指した「選手村地区エネルギー整備計画」を策定し、大会後のエネルギー供給を目指す。</p>	<p>福島市あらかわクリーンセンター</p>  <p>福島市内の小中学校、約70校に電力を供給し「エネルギーの地産地消」を実現。環境学習に役立てている。</p>	<p>呉市一般廃棄物最終処分場</p>  <p>周辺環境に配慮したクローズド型(被覆型)最終処分場。雨水が流入しないため、浸出水処理施設は小規模となり、処理水は下水放流する。</p>

(参考3：広域処理の実施に係る意向確認について)

これまで鳥取県西部広域行政管理組合が実施したごみ処理広域化施策や同組合の規約、令和元年度末に概成した基本構想案等に基づき、西部圏域の各市町村における広域処理の実施について、令和2年10月末を目途に意向確認を行った。その結果、全ての市町村から広域処理を実施する旨の回答があり、同内容について、同年11月4日開催の正副管理者会議協議会及び同年11月19日開催のごみ処理施設等調査特別委員会に報告した。

◆図表5-2-3 可燃ごみ処理施設整備ケース別の比較検討結果

項目	現状体制	単独整備	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	
概要図							
施設整備概要	発電付施設 1施設 間欠運転施設 3施設 211 t/日 3~15 t/日 1施設 3施設 168 t/日 2~28 t/日	発電付施設 1施設 間欠運転施設 8施設 6,587,900 千円	発電付施設 1施設 間欠運転施設 1施設 7,662,220 千円	発電付施設 1施設 間欠運転施設 1施設 7,662,220 千円	発電付施設 1施設 間欠運転施設 1施設 7,574,770 千円	発電付施設 1施設 間欠運転施設 1施設 7,574,770 千円	発電付施設 1施設 間欠運転施設 1施設 7,574,770 千円
経済性 (20年間コスト)	収養運搬 7,441,510 千円 施設整備 10,602,268 千円 施設維持管理 19,154,558 千円 計 37,198,336 千円	収養運搬 6,587,900 千円 施設整備 12,364,651 千円 施設維持管理 27,404,135 千円 計 46,356,686 千円	収養運搬 7,888,160 千円 施設整備 9,569,970 千円 施設維持管理 15,138,256 千円 計 32,546,386 千円	収養運搬 7,888,160 千円 施設整備 9,569,970 千円 施設維持管理 15,138,256 千円 計 32,546,386 千円	収養運搬 10,852,202 千円 施設整備 10,054,713 千円 施設維持管理 16,619,652 千円 計 37,526,567 千円	収養運搬 10,852,202 千円 施設整備 10,054,713 千円 施設維持管理 16,619,652 千円 計 37,526,567 千円	収養運搬 8,114,930 千円 施設整備 10,852,202 千円 施設維持管理 22,193,214 千円 計 41,150,346 千円
環境保全性 (二酸化炭素排出量) (20年間の平均値)	(対現状整備比率) [100] (対単独整備比率) [80]	収養運搬 360 t/年 施設(燃料) 1,307 t/年 施設(電気) 5,134 t/年 施設(発電) -8,792 t/年 計 -1,991 t/年	収養運搬 476 t/年 施設(燃料) 350 t/年 施設(電気) 4,974 t/年 施設(発電) -13,761 t/年 計 -7,961 t/年	収養運搬 464 t/年 施設(燃料) 674 t/年 施設(電気) 5,034 t/年 施設(発電) -12,106 t/年 計 -5,934 t/年	収養運搬 465 t/年 施設(燃料) 449 t/年 施設(電気) 4,983 t/年 施設(発電) -13,069 t/年 計 -7,162 t/年	収養運搬 508 t/年 施設(燃料) 350 t/年 施設(電気) 4,973 t/年 施設(発電) -10,086 t/年 計 -4,255 t/年	収養運搬 508 t/年 施設(燃料) 350 t/年 施設(電気) 4,973 t/年 施設(発電) -10,086 t/年 計 -4,255 t/年
現収集体制 への影響	(対現状整備比率) [100] (対単独整備比率) [94]	(対現状整備比率) [105] (対単独整備比率) [119]	(対現状整備比率) [103] (対単独整備比率) [116]	(対現状整備比率) [100] (対単独整備比率) [94]	(対現状整備比率) [83] (対単独整備比率) [28]	(対現状整備比率) [140] (対単独整備比率) [47]	
住民のごみ問題意識 への影響	(対現状整備比率) [100] (対単独整備比率) [113]	(対現状整備比率) [105] (対単独整備比率) [119]	(対現状整備比率) [103] (対単独整備比率) [116]	(対現状整備比率) [103] (対単独整備比率) [116]	(対現状整備比率) [102] (対単独整備比率) [115]	(対現状整備比率) [109] (対単独整備比率) [123]	
総括	△	△	△	△	△	○	
	1位	3位	2位	4位			